

新入生オリエンテーション資料

三原日本語学校

授業について During class

1. 授業開始時間前に着席しておくこと。
2. 授業開始時間に教室にいない場合は「遅刻」とする。
3. 授業時間内は原則として教室内から出てはならない。
(お手洗い等は事前に済ませておくこと)
4. 授業中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること。
(授業中に通話してはならない。)
5. 教室内は飲食禁止とする。
6. 提出物は必ず期限内に提出すること。
7. 学習用具は学生が各自で準備すること。
8. 教室内では脱帽とする。
(着帽の必要がある場合、事前に学校の許可を得ること。)
9. 授業の開始・終了は挨拶で始め挨拶で終わる。
10. 学生にふさわしい服装、身だしなみを心がけること。
11. 授業中は他の学生に迷惑になるような行為をしないこと。



テストについて Examination

1. テストでは鉛筆またはシャープペンシルと消しゴムを使用すること。
2. 机には筆記用具のみをおいておくこと。
3. 先生の指示した席で受験すること。
4. カンニング等の不正行為が発覚した場合、テストは無効とする。
テスト中の筆記用具の貸し借りは不正行為とみなす。
5. 携帯電話の電源はきっておくこと。



成績評価方法について Grading method

1. 成績評価は、授業で行われる小テスト、中間・期末テスト、および授業態度や出席状況等で総合的に判断する。
2. 授業中の「居眠り」、「指示を聞かない」などの場合は欠課扱いとなる。
3. 授業中の飲食は厳禁である。
4. 提出物の提出が期限より遅れた場合は減点となる。
5. 評価決定後の異議申し立ては受け付けない。(出席日数の確認などは事前に行うこと。)

遅刻・早退・欠課・欠席について Arriving late, Leaving early, Missing class, Being absent

1. 遅刻、欠課、欠席する場合、事前に本人が学校に連絡すること。
2. 欠席した場合、後日、欠席届を担当の先生に提出すること。
3. 伝染病その他の疫病にかかり、就学不相当と認められた場合、登校してはならない。(アルバイトは厳禁である。)
4. 3日以上欠席する場合はかならず病院で診察を受けること。
5. 遅刻は3回で欠課1とする。
6. 15分以上の遅刻、早退は欠課とする。
7. 事前に早退することが分かっている場合は担当の先生に知らせること。

補講について Supplementary lesson

以下の場合には補講対象者となる。

1. 大学や専門学校を受験するために休んだ場合。(ただし、事前に受験票等のコピーを提出しておくこと。)
2. 家族の慶弔事により欠席した場合。(ただし、担当の先生に事前に知らせておくこと。)
3. 医師の診断書がある場合。

証明書発行について Certificate

1. 進学、就職活動、在留期限の更新手続き、学費の送金依頼などのために証明書の発行を依頼する場合は「証明書申込用紙」に必要事項（使用目的・提出先など）を記入して、本人が申請すること。
2. 証明書の発行には1週間程度かかるため、余裕をもって申請すること。
3. 学費の滞納がある場合等、発行できないこともある。
4. 学校が発行する証明書は以下の7種である。
①在学証明書 ②卒業見込み証明書 ③卒業証明書 ④成績証明書
⑤出席証明書 ⑥学校推薦書 ⑦送金願い一式

各種届出について Notification

1. 証明書申込用紙：上記を参照すること。
2. 欠席・遅刻・早退届：理由を明記すること。あれば病院の領収書等を添付すること。
2. 欠席届（入学試験・就職活動）：理由を明記すること。受験票等のコピーを添付する。
4. 退寮許可願い：寮則を参照すること。
5. 旅行届・外泊届：期間、滞在先、理由を明記すること。
6. 退学願い：諸事情による転校、帰国等で退学を希望する場合は、理由等を明記すること。
7. 修理依頼書・故障報告書：寮の備品などに不具合が生じた場合は理由と依頼内容を明記すること。

学校生活について School life

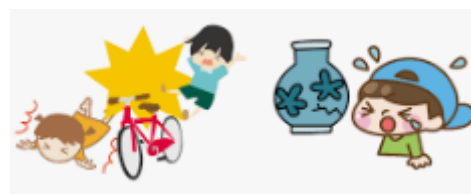
1. 挨拶をすること。
2. 図書室にある書籍や資料等を閲覧したいときは、先生の許可を得ること。
3. ごみは分別してごみ箱に捨てること。
4. 学校の備品を損傷、破損、紛失した場合、その賠償の責任を負う。
5. 学校の敷地内は禁煙である。
6. 自転車は指定の場所に駐輪すること。
7. 携帯電話を所有した際、電話番号が変わった際には学校に報告すること。



separated garbage



library use



※自転車、原動機付自転車について

自転車や原動機付自転車は日常生活の足として必要なものです。

しかし、日本の交通ルールを十分に理解できないまま運転し、苦情が寄せられたり、交通違反や交通事故を起こしたりするケースが後を絶ちません。

自転車や原動機付自転車を運転する際には、日本の交通ルールを順守し、安全面に十分に配慮しましょう。

賠償 restitution dēn bù क्षतिपूर्ति kompensasi ලෙզර်ලිම: සංගන

原動機付自転車について Motorized bicycle

1. 原則として、原動機付自転車など、バイクや自動車での通学は認めない。
2. 原動機付自転車を運転するためには、日本の運転免許を取得しなければならない。
3. 運転免許証は運転時には常に携帯していなければならない。
4. 自国の運転免許証を所持している場合、変更手続きをして日本の運転免許証を取得しなければならない。(学校は関与しない。)
5. 原動機付自転車を購入もしくは譲渡された場合、役所で名義変更手続きをしなければならない。(店舗で購入した場合、一般的に手続きは店舗が代理で行う。)
6. 原動機付自転車を購入もしくは譲渡された場合、必ず自賠責保険に加入しなければならない。
7. 任意保険に加入しない場合、学校として原動機付自転車の使用を許可しない。

※ 自動車（乗用車）の使用は許可しない。

自転車について Bicycle

1. 自転車購入時には購入店で防犯登録をしなければならない。
2. 自転車を譲渡された場合は自転車販売店で防犯登録を行うこと。
3. 自転車にはライトが装着してあること。
4. 自転車は「軽車両」にあたるため、道路交通法など日本の交通ルールを十分に理解すること。
5. 自転車を所有する学生は、自転車保険（損害賠償保険）に加入しなければならない。
7. 自転車に乗る際には、ヘルメットを着用しなければならない。
6. 学校内での事故や盗難に関して、学校は一切の責任を負わない。
7. 電動自転車の購入時には注意すること。

① 「止まれ」のひょうしきのところでは
かならず止まり、左右をたしかめよう



② 車道では、左がわを走ろう



③ 歩道では、車道に近いわを
ゆっくり走ろう



④ 暗くなったら、かならず
ライトをつけよう



⑤ ふたり乗りは やめよう

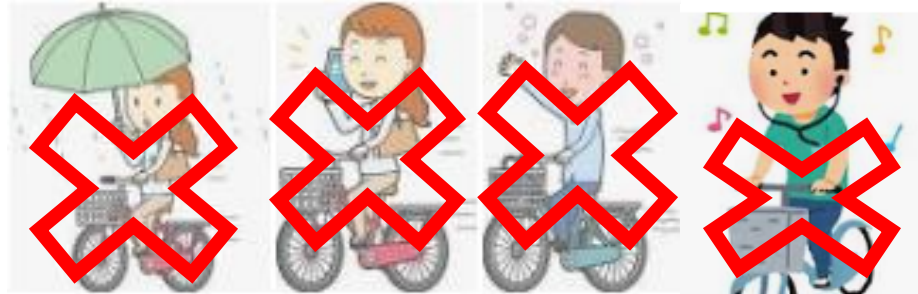
バランスが
くずれて
たおれやすいよ。



⑥ 横にならんで走らない



話しながら走るのもきけんだから やめようね。



交通事故にあった場合 Traffic accident

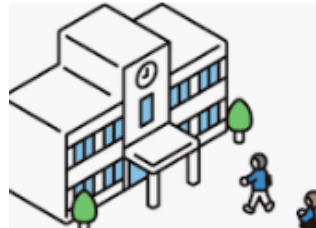
1. 交通事故にあった場合、すぐに警察「110」に電話、通報する。自分で連絡できないときは、事故の相手や周りの人に協力してもらう。あわせて学校へも連絡する。
2. 負傷者が出た場合、すぐに救急車「119」に電話する。
3. 自分の都合で事故現場を離れてはならない。警察官に運転免許証や在留カードの提示を求められた際には協力する。
4. 原動機付自転車には標識交付証明書、自賠責保険証明書、任意保険証書を備え付けておくこと。
5. 事故の相手に自分の名前、住所、連絡先を教える。また、相手の名前、住所、連絡先を控えておくこと。
6. 5は双方の保険会社に伝えるためである。個人的に相手に連絡しないこと。



☎ 119



☎ 110



☎ 0848-86-0505



在留カード（常時携帯）



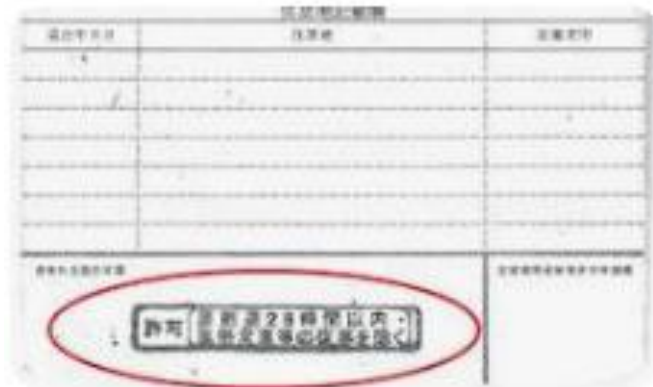
保険証

アルバイトについて Part-time job

留学生の本分はあくまでも日本語や日本文化を学ぶことにある。ただし、日本での生活を円滑に行うために「資格外活動」としてアルバイトが認められることがある。法律、ルール、マナーをしっかりと理解し、守るようにしてください。

1. 留学生は「資格外活動」の許可を得なければアルバイトをすることができない。
2. 資格外活動許可の有効期限は在留期限と同じである。在留期間を更新する際には資格外活動許可申請も同時に行わなければ失効となる。
3. 資格外活動で許可されるアルバイト時間は**週28時間以内**である。
4. 複数のアルバイトをする場合、その終業時間の合計が1週間に28時間を超えてはならない。
5. 留学生の風俗営業でのアルバイトは法律で禁止されている。(分からない場合、不安な場合はすぐに先生に相談すること。)
6. 学校の長期休業期間は1日8時間以内、週40時間以内となる。

7. 資格外活動許可を得ずにアルバイトをした場合、上記の上限時間を守らなかった場合、ことがあります。民法違反となり、資格外活動の許可が取り消されたり、在留期間の更新が認められなかったりする場合があります。(強制国外退去命令が出されることもある。) また、事業主も罰せられる場合があります。
 8. アルバイトを始めるときや辞めるときは学校に報告すること。
 9. アルバイトを理由とした授業への遅刻、早退、欠席は厳禁である。
 10. 学校が学業に支障が出たと判断した場合、アルバイトは辞めなければならない。
 11. 学校が行うアルバイト調査には協力しなければならない。
 12. 日本語能力試験や学校行事等は前もってアルバイト先に知らせ、休みを調整しなければならない。
 13. アルバイトを理由としたクラスの変更、授業時間の変更は認められない。
 14. 友人や後輩にアルバイトを紹介した際に「紹介料」を受け取ってはならない。(反対に紹介された際に支払ってもならない。)
「職業安定法」により罰せられる可能性があります。
 15. 上限時間を超えるアルバイト(残業)をお願いされた場合、必ず断ること。
 16. アルバイト先に対しても、遅刻・早退・欠勤は必ず連絡すること。
 17. 退職、休憩、施設使用など、会社のルールをよく理解し、従うこと。
 18. ユニフォームなど会社から貸与されているものは丁寧に扱い、退職する際には必ず返却すること。
- ※留学生がアルバイトをしてはいけない場所もあるので、アルバイトを始める前や替わる前に必ず相談すること。



留学生の
アルバイトは
週28時間まで



在留期間更新手続き Extension of period of stay

※在留期間の更新は、みなさんが日本で勉強を続けるために大切な手続きです。

学校から連絡があったら、何よりも優先してください。

1. アルバイト先の会社からもらった給与明細、源泉徴収票などは保管しておくこと。
2. 給与が振り込まれる銀行口座の監理は適切にする（定期的に「通帳記入」をおこなう）こと。
（現金で手渡される場合、かならず一度、自分の口座に入金（貯金）すること）
3. 家族などから経費支弁を受けた場合は、送金証明書などを保管しておくこと。（友人、知人が日本に入国した際に携行してきた場合は、その人の在留カードとパスポート（入国日がわかる頁）のコピーを提出すること。

※「学費（tuition fee）」は原則として、経費支弁者が負担すべきものです。



健康管理 Health care

1. 国民健康保険への加入は義務であるので加入しなければならない。
2. アルバイトの給与等を適切に申告しなくては、保険料が高くなる場合があるので注意すること。
3. 過去の既往症、手術歴、アレルギーなどは正確に学校に報告すること。
4. 体調が悪い、怪我をしたなど、体調に変化があった場合はすぐに学校に報告すること。（救急車が必要な場合は「119」に電話すること。）
5. 学校で行われる健康診断は必ず受診すること。
6. 身の回りを清潔に保ち、自己管理をしっかり行うこと。
7. インフルエンザや新型コロナウイルスなどに感染した場合、「出席停止」となるので、学校から許可がおりるまでは出席しないこと。（アルバイトへの出勤もしないこと。）

交通ルール・公共マナー Public manners

1. 信号や標識などにしたがって、道路を横断する場合は、必ず横断歩道や歩道橋を利用すること。
2. 日本では、歩行者は右側、自動車（バイクと自転車も）左側を通る。
3. 天候が悪い時、夕方、早朝など、自転車もライトを点灯すること。
4. 道路交通法上は自転車も車と同じ扱いになる。飲酒運転、スマホを見ながら、傘をさしての片手運転、二人乗り運転、耳にイヤホンをつけての運転などをしないこと。
5. 自転車の盗難には注意すること。
6. 電車やバスに乗るときは、ルールやマナーを守ること。



日本民営鉄道協会は11月30日まで、マナーの向上を目的とした「啓発ポスター」

その他 Others

1. 外出時には、必ず「在留カード」を携帯しなければならない。
2. パスポート（旅券）、在留カード、健康保険証、学生証等を紛失した際は、早急に学校に報告すること。
3. パスポート、在留カード、預金通帳などの貸し借りはしないこと。
4. 携帯電話などの契約時に「名義貸し」をしてはならない。
5. 公園、道路、駐車場、寮の敷地内や空き地などで、飲食、飲酒、喫煙、集会などをしないこと。



6. 屋外で出たゴミは持ち帰って家で捨てること。



7. 学校と寮では、建物内および敷地内では禁煙である。



8. 刃物（市販のカッターナイフやはさみ、ドライバーであっても）を理由なく持ち歩くことは犯罪である。



9. 大麻などの不法な薬物の所持、使用をしないこと。

